

鳥取県告示第 164 号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 土地区画整理事業の名称
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 施行地区
米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部
- 4 事業施行期間
変更前 昭和 45 年 7 月 7 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
変更後 昭和 45 年 7 月 7 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 5 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和 45 年 7 月 2 日
- 7 事業計画の変更年月日
平成 19 年 2 月 27 日